

美濃加茂市移動支援事業重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会
法人所在地	美濃加茂市新池町三丁目4番1号
電話番号	(0574) 28-6111
代表者氏名	会長 海老 和允

2 事業所の概要

事業所の名称	美濃加茂市社会福祉協議会
事業所の所在地	美濃加茂市深田町三丁目5番8号
事業所の電話番号	(0574) 23-0711
サービス提供地域	美濃加茂市
主たる対象者	美濃加茂市地域生活支援決定を受けた障がい者（児）
サービス提供曜日・時間	月曜日から日曜日（年末年始を除く） 午前7時から午後10時
事業所番号	2161200759
登録年月日	平成18年4月1日
運営方針	地域生活支援決定を受けた障がい者（児）に対し、適切な移動支援サービスを提供する。
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 指定障害者居宅介護サービス 指定障害者行動援護 指定重度訪問介護

3 事業所の職員体制

職種	常勤（人）	非常勤（人）	資格等
管理者	1		介護福祉士
サービス提供責任者	4		介護福祉士
ヘルパー	2	18	介護福祉士 訪問介護員2級

4 サービスの内容

①移動支援

社会生活上必要不可欠な外出	<ul style="list-style-type: none">通所施設など社会福祉施設への通所（小規模作業所などへの通所を含む。）医療機関への通院（原則、中学生以上）行政機関での手続き（障害者のみ）郵便局・金融機関での手続き（障害者のみ）食料品など日用品の買物（障害者のみ）理美容院の利用小学校、中学校、高等学校などへの通学学童保育所、トワイライトスクール、放課後等デイサービスへの通所その他冠婚葬祭などの社会生活上必要不可欠な外出（障害者のみ）
その他の外出	余暇活動などの社会参加を目的とする外出

次のような外出には利用できません

- ① 通勤、営業活動などの経済活動のための外出
- ② ギャンブルなど社会通念上適当でない外出
- ③ 原則として1日を超える外出
- ④ ヘルパー又は利用者が車の運転を行う外出
- ⑤ 1回の外出について、移動時間が20分未満の外出

5 利用料金

(1) 移動支援支給対象サービス利用者負担額

提供した移動支援サービスの費用の1割（ただし、受給者証に記載された上限額の範囲内）の料金をいただきます。

事業者が利用者に代わり美濃加茂市から受領した費用の額については、利用者へ通知します。

(2) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

- ① 事業所から片道おおむね5キロメートル以内 100円（自動車を使用した場合）
- ② 事業所から片道おおむね5キロメートルを超える部分については、5キロメートル又はその端数ごとに100円（自動車を使用した場合）
- ③ 公共交通機関を利用した場合には実費を負担。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用の前日までにご連絡いただいた場合 →無料
- ・ご利用の当日にご連絡いただいた場合 →利用者負担相当額

(4) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、末日までにお支払いください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込みでお願いします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①移動支援の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は受給者証記載の支給期間と同じです。
- ③移動支援の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し3日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ④用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①移動支援の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ②利用者が亡くなった場合

7 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

9 この契約に関する苦情・相談窓口及び虐待等通報先

当事業所ご利用相談・苦情窓口及び虐待等通報先

担当者	訪問介護グループ長 柴田 美也子
電話番号	(0574) 23-0711
受付時間	午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

当事業所以外に、市役所の窓口でも受け付けています。

美濃加茂市健康福祉部福祉課障がい福祉係	所在地 美濃加茂市太田町3431-1 電話・FAX (0574) 25-2111 (FAX) 25-0887 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
---------------------	--

「福祉サービス運営適正化委員会」においても苦情対応を行っています。

岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 電話・FAX (058) 278-5136 (FAX) 278-5137
-------------	---

※ヘルパーからの虐待等深刻な問題が発生した場合は、事業所及び上記窓口まで速やかに通報をお願いいたします。

令和 年 月 日

移動支援事業利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 美濃加茂市新池町三丁目4番1号

(名称) 社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会

(説明者) 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所) 美濃加茂市

(氏名) 印

代理人又は立会人等

(住所)

(氏名) 印